

17 環境関係

ア リサイクル・廃棄物

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容				講ぜられた措置の概要等	備考	
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度			平成18年度
拡大生産者責任等の推進 （環境省、経済産業省）	廃棄物の発生の抑制、リサイクルしやすい製品の生産等に係る拡大生産者責任につき、従来導入されていなかった分野について導入を図るとともに、既に導入されている分野については、その強化を図ることを検討し、所要の措置を講ずる。また、デポジット制の導入及び3Rの促進に関する規格や基準（環境JIS、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）の情報提供措置等）の早急な拡大についても検討し、所要の措置を講ずる。 【「自動車用バッテリーの回収・リサイクル推進のための方策について」報告書（平成17年12月）】 【「資源有効利用促進法施行令の一部改正」及び「資源有効利用促進法における指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に係る判断基準省令の一部改正」（平成17年度中公布予定）】 【品目別・業種別廃棄物処理・リサイクルガイドラインの改正及びフォローアップの実施（平成17年10月）】	逐次実施			（環境省） ○ デポジット制度については、平成15年3月から、サッカー場やイベント会場などの閉鎖的な空間におけるリユースカップ回収に関する実証調査を引き続き行っているところである。 グリーン購入法基本方針において、特定の化学物質の含有情報がウェブ等で確認できる製品であることを該当する品目の配慮事項に定めた。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
					<p>（経済産業省）</p> <p>〔品目別・業種別廃棄物処理・リサイクルガイドライン〕 品目別・業種別廃棄物処理・リサイクルガイドラインは、事業者の自主的な取組を促進することを目的に、事業者が廃棄物処理・リサイクルとして取り組むべき事項を整理したものとして平成2年に作成された。以来累次の改定を経る中で、対象品目・業種の拡大、取組内容の充実が図られてきたが、平成17年10月には、平成16年9月のガイドラインのフォローアップを踏まえ、その後1年間の3R対策の進捗状況と今後行う予定の事項について点検を行うとともに、目標値の見直しなどを行った。</p> <p>〔自動車用バッテリーリサイクル〕 自動車用バッテリーリサイクル再構築に向け、産業構造審議会及び中央環境審議会において合同の検討会を設け、自動車用バッテリーを資源有効利用促進法の指定再資源化製品として指定すること等について平成17年12月に報告書の取りまとめを行った。</p> <p>〔製品3Rシステム高度化〕 製品のライフサイクル全体において、天然資源消費量、廃棄物発生量及び環境負荷を最小化するような対応が可能となるよう、製品ごとの3Rシステムの高度化を図るために必要な措置について製品3Rシステム高度化ワーキング・グループにおいて検討を行い、平成17年8月に報告書の取りまとめを行い、平成18年3月に資源有効利用促進法政省令の改正を行った。</p> <p>〔環境JIS〕 環境JISの策定を推進すると共に、環境JISの活用状況把握するための調査を実施した。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
医療機関から排出される廃棄物の適正処理のための制度改善 （環境省）	<p>感染性廃棄物以外の特別な配慮を必要とする廃棄物の取扱いについて検討し、所要の措置を講ずる。</p> <p>【「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の改正（平成16年3月）】</p> <p>【廃抗悪性腫瘍剤等の取扱いに関する調査報告書予定（平成18年3月予定）】</p>	措置	一部措置済 （平成18年3月調査報告書公表予定）	逐次実施	<p>（環境省）</p> <p>注射針等鋭利な廃棄物の取扱いについては、「感染性廃棄物処理マニュアル」（平成16年3月）として通知を発出。</p> <p>廃抗悪性腫瘍剤等の取扱いについては、「DNA廃棄物及び廃抗悪性腫瘍剤調査報告書」を公表（平成18年3月）。</p> <p>【「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を改正（平成16年3月）】</p> <p>【廃抗悪性腫瘍剤等の取扱いに関する調査報告書を公表（平成18年3月）】</p>	
一般廃棄物処理における民間参入の推進 （環境省）	<p>一般廃棄物の処理に関して、市町村に課せられている処理責任が十分果たされるよう留意しつつ、一般廃棄物の処理における民間委託、PFI手法の導入等を進めるための環境整備を図り、更に業務委託を拡大していく。</p> <p>【循環型社会形成推進交付金制度にPFI事業を交付対象にした（平成17年度）】</p>	逐次実施			<p>（環境省）</p> <p>○ 従前から、PFI事業を廃棄物処理施設整備費国庫補助金の補助対象としてきたところであり、平成17年度に創設した循環型社会形成推進交付金制度においても同様に交付対象とし、民間参入の推進を図っている。</p>	
貨物駅等における産業廃棄物の積替え・保管に係る解釈の明確化 （環境省）	<p>貨物駅等において、一定の条件の下で産業廃棄物が密閉封印されたコンテナをトラックに載せ替える作業は「積替え・保管」には該当しないなど、法令上の「積替え・保管」に関する解釈を明確化する。</p>	措置済				
汚泥の脱水施設に関する廃棄物処理法上の取扱いの明確化 （環境省）	<p>汚泥の脱水施設のうち、水処理施設と一体的に運転管理されるなど、独立した施設とはみなされない場合については、廃棄物処理法上の許可が必要な施設には含むものではないなど、当該施設に関する解釈を明確化する。</p>	措置済				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
再生利用認定制度の事務処理の迅速化（環境省）	再生利用認定制度に係る申請の手引きを作成するとともに、標準処理期間を設定する。	措置済				
廃棄物処理施設の設置・変更の許可申請手続きに伴う提出書類の簡素化（環境省）	a 廃棄物処理施設の設置・変更の許可に係る申請書類について、先行許可に係る許可証の提出をもって欠格要件に係る書類を代替できる措置が一層活用されるよう所要の措置を講じるとともに、同一申請者が同時に複数の処理施設の設置等の許可を申請する場合に申請書類の提出の簡素化を図るなど、所要の措置を講じる。	措置済				
	b 平成16年4月に導入された「先行許可証の活用による申請手続きの一部簡素化の措置」について、その積極的活用を都道府県等あてに通知しており、今後とも、担当者会議等において適宜周知する。		措置済			
企業の分社化等に対応した廃棄物処理法上の取扱いの見直し（環境省）	分社化等の企業経営の変化に対応して、排出事業者の補助者（排出事業者が廃棄物の処理を自ら行っているものとして許可の対象としない者）として認められる範囲について明確化する。	措置済				
「廃棄物」か否か判断する際の輸送費の取扱い等の明確化（環境省）	廃棄物に該当するか否かの判断に際して、輸送費の扱い等に係る解釈が都道府県等により異なるとの指摘を踏まえ、統一的な解釈を示す。	措置済				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
硫酸ピッチの不法投棄に係る罰則の強化 (環境省)	<p>現行廃棄物処理法においても廃棄物の不法投棄については厳しい罰則を科しているが、これに加え、硫酸ピッチの不適正保管などの不適正処理について処罰の厳格化を図る。</p> <p>【廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第40号）】</p>	措置済				
容器包装リサイクル法の評価・検討 (財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省)	<p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（容器包装リサイクル法）の施行後10年を経過した場合において、一部規定の施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとされているが、これを踏まえ、広く関係者からの要望等も含めて、関係省庁において評価・検討を行う。</p> <p>【第164回国会に容器包装リサイクル法の改正案を提出】</p>		一部措置済	措置（法案成立公布）	<p>（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省）</p> <p>中央環境審議会・産業構造審議会等における容器包装リサイクル法の評価・検討の結果を踏まえ、平成18年6月に、循環型社会形成推進基本法における3R推進の基本原則に則った循環型社会の推進、社会全体のコストの効率化、国・自治体・事業者・国民等すべての関係者の協働を基本的方向とした「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第76号）」が成立・公布された。</p>	
一般廃棄物の処理の有料化や分別収集に関するガイドラインの作成 (環境省)	<p>一般廃棄物の削減に向け、排出抑制を行うために、現在各地方公共団体が個別に行っている一般廃棄物の処理の有料化についてガイドラインを示す。</p> <p>そのガイドラインにおいては、手数料の料金設定や徴収の方法といった具体的な内容についても明記すべく検討を進める。</p> <p>また有料化により不法投棄の増加が懸念されることから、不法投棄の更なる防止策についても検討し必要な措置を講ずる。</p> <p>さらに、一般廃棄物の適正処理、リサイクルを促進する観点から、各地方公共団体で異なる分別収集区分についても標準となるようなガイドラインを作成し示す。</p>		検討	措置	<p>（環境省）</p> <p>○ 一般廃棄物の処理の有料化や分別収集に関するガイドラインの作成を進めてきたところであり、平成19年6月に最終的なとりまとめを行い、公表した。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
災害廃棄物の迅速かつ適正な処理（環境省）	一般廃棄物のみを処理することを目的として国庫補助を受け整備した施設において、災害廃棄物である産業廃棄物を処理する場合の財産処分手続きの簡素化を具体的に検討し、措置する。	措置済				
産業廃棄物処理業の許可手続きの合理化（環境省）	産業廃棄物処理業の許可申請手続きに係る書類について、申請書を添付すべき書類の様式に関し、標準の様式を示し、その統一に努めるように再度通知を行う等の措置を行うことにより改めて周知する。 【平成17年度中通知発出予定】		措置済			
廃棄物を使用した試験研究に係る規制の明確化（環境省）	産業廃棄物の処理に関する試験研究を行う者が、営利を目的とせず試験研究に必要な最小限の量の産業廃棄物のみを取り扱う場合は、処理業の許可を要しないものとして取り扱っている。この取扱いの趣旨を徹底するため通知を行う等の措置を行うことにより周知する。 【平成17年度中通知発出予定】		措置済			
廃棄物処理法における「建設汚泥改良土」に関する取扱の明確化（環境省）	建設汚泥から再生される建設汚泥改良土の取扱いについて廃棄物にあたるか否かの判断に係る解釈を明確化する。 【「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」（平成17年7月25日産業廃棄物課長通知）】		措置済			
廃棄物焼却炉からのダイオキシン類等排出実績報告の一本化（環境省）	ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第28条に基づき都道府県知事に行う報告・調査事項及び環境省が都道府県知事を通じて廃棄物処理事業者に求める報告・調査事項のうち、同じデータを記載する可能性のある部分について、書式の統一化等が可能であるか検討を行う。		検討	措置	（環境省） 平成17年度から検討を開始し、重複する部分について、一方の調査において記載を省略する等の措置を平成18年度分調査の報告（平成19年度公表）から実施している。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
家電リサイクル法で規制される製品群に係る、廃棄物処理法上の保管数量制限の緩和（環境省）	特定家庭用機器廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）（平成10年法律第97号）で規制される製品群）については、引き続き引取状況の季節変動の実態把握を行い、必要に応じて見直しのための検討を行う。		逐次実施		（環境省） ○ 家電リサイクル法については、平成18年4月に施行5年が経過し、附則に定められた検討の時期を迎えたことから、同年6月より中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会合を開催し、施行状況についての評価・検討を行っている。	
自動車リサイクル法における盗難車両のリサイクル費用に関する取扱について（経済産業省、環境省）	自動車の盗難等の際のリサイクル料金の扱いについては、施行後の状況を見定めた上で、検討し、結論を得る。		検討	結論	（経済産業省、環境省） ○ 自動車の盗難等の際のリサイクル料金の扱いについて、関係業界との検討を開始した。引き続き、関係業界と検討中。	
廃棄物の区分の見直し（環境省）	a 廃木製パレットについては、事業系一般廃棄物を産業廃棄物とする方向で検討を行う。			措置	（環境省） 中央環境審議会に置かれた「廃棄物の区分等に関する専門委員会」において検討が行われ、廃棄物の区分の見直しについて一定の方向性が示されたところ。	
	b その他の事業系一般廃棄物である木くずの一般廃棄物と産業廃棄物の区分についても、その排出実態や排出事業者等の意見を踏まえて検討の上、見直す。				措置	（環境省） 中央環境審議会に置かれた「廃棄物の区分等に関する専門委員会」において検討が行われ、廃棄物の区分の見直しについて一定の方向性が示されたところ。
21廃棄物処理法上の行政手続及び書類の電子化（環境省）	廃棄物処理法上の許可情報等は、地方公共団体間で共有し、各地方公共団体がそれぞれ他の地方公共団体の許可情報等を有効に活用することや、複数の地方公共団体の許可を要する場合に申請手続きを一括して行うことにより、事業者の行政手続きが大幅に簡素化できることから、事業者や地方公共団体の意見も踏まえつつ、電子化に向けた取組みを開始する。			措置	（環境省） ○ 事業者及び地方公共団体に対し、アンケート調査を実施し、ニーズの把握や問題点等を整理し、電子化等行政手続きの簡素化に向けた取組を開始したところ。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
22再生利用認定制度の対象廃棄物に係る判断方法の見直し（環境省）	現行の再生利用認定制度は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）第二条第一項第一号イに掲げる、いわゆるパーゼル規制対象物は再生利用認定制度の対象となる廃棄物に一律に該当しないとされているが、個別にその対象とするかどうかについて判断することとする。			措置	（環境省） パーゼル規制対象物についても、個別にその対象とするかどうかについて、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会廃棄物の区分等に関する委員会において、御審議いただいた上、報告書を取りまとめた。	
23専門委員会の設置（環境省）	廃棄物の概念がより明確に、国民に分かりやすくなるよう、また、排出物をスムーズに、より有効な手段で、再利用・再資源化を促進できる社会システムを再構築するために、中央環境審議会の下部組織として、関係者による専門委員会を設置し、関係省庁の参加を得ながら、個々の廃棄物に係る一般廃棄物と産業廃棄物の区分の見直し等、廃棄物処理法の運用に関する検討を開始する。			措置	（環境省） 中央環境審議会に「廃棄物の区分等に関する専門委員会」を設置して、検討を開始した。	
24廃棄物処理法に係る許可の欠格要件の見直し（環境省）	学識経験者等からなる検討会において、欠格要件の見直しの必要性等について検討する。		検討	平成18年度を目途に結論	（環境省） 学識経験者からなる検討会を開催し、欠格要件のあり方、見直しの必要性等について検討し、報告書を取りまとめた。	

イ 地球温暖化

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
温室効果ガスの発生削減 （環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、財務省、関係府省）	下記により、総合的な対策を実施する。 a 費用効果性の高い手法を用いるとともに、地球温暖化対策は、事業者に対して新事業のフロンティアをもたらすこともあることを念頭に置いて取組を進める。	逐次実施			○ （各省庁） 京都議定書の6%削減約束の達成のため、平成17年4月28日に閣議決定された京都議定書目標達成計画に基づき、様々な対策・施策を実施。 （環境省） 温暖化対策技術の効果的・効率的かつ大規模な普及に資する新たな温暖化対策ビジネスの起業を支援するための事業を18年度に引き続き19年度も実施。	
	b 温室効果ガスの削減技術の導入に当たっては、導入促進の実効性を高めるため施策の裏打ちを行っていく。公共交通機関、共同輸送、高度道路交通システム（ITS：Intelligent Transport Systems）食品廃棄物リサイクル等のほかの政策目的から実施するいわゆる「ノンリグレット対策」について有効な場合はその導入を促進する。				○ （農林水産省） セミナーの開催、パンフレットの配布等による食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の普及啓発を実施し、着実な施行を図っている。 また、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等を促進するため、優良な食品リサイクルの取組を認証するための仕組みやルールを整備した。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
	c 分野別には、交通体系のグリーン化、脱温暖化社会の構築に向けた都市・地域基盤社会整備、ライフスタイルの脱温暖化、非エネルギー起源の二酸化炭素、その他の温室効果ガスの排出削減対策を含む環境保全のための枠組みを推進する。				<p>（環境省）</p> <p>○ 平成17年6月、情報の公表・可視化による事業者等の自主的取組の促進等を図るため、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度を導入し、平成18年4月1日より施行した（地球温暖化対策推進法の改正）。また、平成18年には、政府が京都議定書に基づく京都メカニズムクレジットを取得するため、割当量口座簿を整備する等、所要の措置を講じ、平成19年3月1日より施行した（地球温暖化対策推進法の改正）。</p> <p>平成17年4月、地球温暖化防止のための国民運動「チーム・マイナス6%」が発足し、「クール・ビズ」や「ウォーム・ビズ」、「うちエコ」を始めとする具体的な温暖化防止行動の実践を促す集中キャンペーンを実施。NPO等と連携し、夏至の日を中心に全国のライトアップ施設や家庭の電気の一斉消灯を呼び掛けるCO2削減/ライトダウンキャンペーンを開催。</p> <p>省エネルギー型製品の選び方や活用方法を紹介することにより、環境に配慮した質の高いライフスタイルを提案する冊子「ふたりに始める『環のくらし』Part.4」を作成し、市販の雑誌の付録等として配布。</p> <p>これらの取組を推進するための予算を平成19年度も引き続き措置。</p> <p>（国土交通省）</p> <p>従来より、低公害車の開発・普及、交通流対策等の自転車交通対策やモーダルシフト・物流の効率化、公共交通機関の利用促進等の環境負荷の小さい交通体系の構築を推進している。また上記運輸部門からのCO2の排出削減対策に加え、以下のとおり横断的政策の取組みを強化している。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
					<p>グリーン物流パートナーシップ会議を通じた荷主と物流事業者の連携強化により、物流体系全体の環境負荷低減を促進。</p> <p>公共交通機関の利用を促進し、自家用自動車に過度に依存しないなど、環境的に持続可能な交通（EST）の実現を目指す先導的な地域の取組に対して、関係省庁が連携して集中的に支援策を講じるESTモデル事業を推進。</p> <p>省エネ法に基づく、運輸分野におけるエネルギーの使用の合理化に係る対策の普及・促進。 （エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号））</p> <p>物流拠点の集約化や共同輸配送等による合理化に対して支援を行い、効率的で環境負荷の小さい物流の実現を促進。</p> <p>企業等交通サービスの需要サイドにおける取組を促進するために、交通事業者、経済界、行政等からなる「公共交通利用推進等マネジメント協議会」による活動を通じ、公共交通利用推進に関する具体的取組を実施。</p> <p>（国土交通省）</p> <p>民生部門の住宅・建築物分野においては、一定規模以上の住宅・建築物の大規模修繕時における所管行政庁への省エネルギー措置の届出等を義務付けた改正省エネ法（平成18年4月1日施行）により、住宅・建築物分野における省エネルギー対策を促進。</p> <p>その他、下水汚泥焼却の適正な温度管理（850）による一酸化二窒素対策、都市緑化等の推進による温室効果ガス吸収源対策を推進。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
	<p>d 地球温暖化対策推進大綱（平成14年3月19日地球温暖化対策推進本部決定）では、経済的手法については、「効果的かつ効率的な温室効果ガスの排出削減のためには、自主的手法、規制的手法、経済的手法等、あらゆる政策手法の特徴を活かして、有機的に組み合わせるといふポリシーミックスの考え方がある。</p> <p>費用対効果の高い削減を実現するため、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して、各主体の経済合理性に沿った行動を誘導するという、いわゆる経済的手法があるが、税、課徴金等の経済的手法については、他の手法との比較を行いながら、環境保全上の効果、マクロ経済・産業競争力等国民経済に与える影響、諸外国における取組の現状等の論点について、地球環境保全上の効果が適切に確保されるよう国際的な連携に配慮しつつ、様々な場で引き続き総合的に検討する。」とされていたが、同大綱等を発展的に引き継いだ京都議定書目標達成計画（平成17年4月28日閣議決定）においては、「効果的かつ効率的に温室効果ガスの排出削減を進めるとともに、我が国全体の費用負担を公平性に配慮しつつ極力軽減し、環境保全と経済発展といった複数の政策目的を同時に達成するため、自主的手法、規制的手法、経済的手法、情報的手法などあらゆる政策手法を総動員し、それらの特徴を活かしつつ、有機的に組み合わせるといふポリシーミックスの考え方を活用する。その最適なあり方については、本計画の対策・施策の進捗状況を見ながら、総合的に検討を行う。経済的手法は、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して各主体の経済合理性に沿った排出抑制等の行動を誘導するものであり、地球温暖化対策の経済的支援策としての有効性も期待されている。その活用には際しては、ポリシーミックスの考え方に沿って、効果の最大化を図りつつ、国民負担や行政コストを極力小さくすることが重要であり、財政的支援に当たっては、費用対効果に配慮しつつ、予算の効率的な活用等に努める。</p>				<p>（環境省）</p> <p>○ 温室効果ガスの費用効率的な削減と取引等に係る知見・経験の蓄積を図るため、自ら定めた削減目標を達成しようとする企業に対して経済的なインセンティブを与えるとともに、排出枠の取引を活用する自主参加型の国内排出量取引を平成17年度から開始した。</p> <p>平成18年度末時点で約90社が参加しており、平成19年度も、新たな企業の参加を得て引き続き本制度を運営する。</p> <p>また、環境税については、平成17年4月に閣議決定された京都議定書目標達成計画において、「真摯に総合的な検討を進めていくべき課題」と位置付けられた。</p> <p>地球温暖化防止のための税制（環境税）とこれに関する施策について検討を行い、平成19年度税制改正において、環境税を創設することを要望した。平成18年12月における自由民主党・公明党の税制改正大綱では、「環境税については、平成20年から京都議定書の第一約束期間が始まる事を踏まえ、さまざまな政策的手法全体の中での位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。」と位置づけられた。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
	<p>二酸化炭素の排出量又は化石燃料の消費量に応じて課税するものとして関係審議会等において論議されている環境税は、経済的手法の一つであり、価格インセンティブを通じ幅広い主体に対して対策を促す効果や、二酸化炭素の排出削減対策、森林吸収源対策などを実施するための財源としての役割等を狙いとするものとして関係審議会等において様々な観点から検討が行われている。</p> <p>環境税については、国民に広く負担を求めることになるため、関係審議会をはじめ各方面における地球温暖化対策に係る様々な政策的手法の検討に留意しつつ、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題である。」とされた。</p>					
	<p>e 太陽光発電、風力発電、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーや燃料電池等の一層の導入促進を図るため、より効果的・効果的な支援策の検討を行うとともに、技術革新の現状等を踏まえ、必要な環境整備等を一層推進する。</p>				<p>（環境省）</p> <p>○ 地方公共団体による再生可能エネルギー等の率先導入に対する支援事業や民間事業者による地域に再生可能エネルギーを集中的に導入する事業などを予算措置しているほか、平成19年度はバイオマスエネルギーの利用促進を図る事業、太陽光発電等の面的な導入促進を図る事業に必要な予算を措置。</p> <p>（経済産業省）</p> <p>2010年度の新エネルギー導入目標の達成に向け、導入補助等により新エネルギーの導入を促進するとともに、2010年度以降を見据えた革新的な技術の開発を推進。また将来の水素社会の実現に向け、燃料電池や水素関連の量産化技術の確立や研究開発体制の強化等を実施。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
					<p>さらに、RPS法における2014年度までの利用目標量について、総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会に諮問・付託。RPS小委員会の審議を経て3月中旬を目処にとりまとめ予定。</p> <p>（農林水産省） バイオマスの利活用を図るため、市町村のバイオスタウン構想の策定を支援した（19年1月末現在65件公表）。</p> <p>（内閣府・総務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省） ・「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成18年3月閣議決定）に基づき、関係府省が連携し、バイオマスの総合的な利活用を促進した。 ・バイオエタノール3%混合ガソリン（E3）の実証事業を全国6か所で実施し、エタノールの製造・E3の供給を行った。 ・関係府省の連携の下、国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表を作成した。</p>	
	f クリーンエネルギー自動車を含む低公害車、低燃費車について、普及を推進するとともに、低コスト化、性能面の向上に向けた技術開発等を推進する。				<p>（環境省）</p> <p>○ 地方公共団体等の低公害車の率先導入を促進するため、平成19年度予算では5千万円を計上し、公営バスへの低公害車（電気、天然ガス、ハイブリッド）の導入や燃料供給設備の設置に対し補助するとともに、燃料電池自動車等の次世代低公害車を率先導入する自治体を支援するため、平成19年度予算で3千2百万円を計上し、リース費用の一部を補助しているところである。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
					<p>（経済産業省、国土交通省、環境省）</p> <p>平成13年5月、総理の指示による政府一般公用車の率先導入を推進。平成16年度末に政府の全ての一般公用車について、低公害車への切替えが完了。</p> <p>平成13年7月、「低公害車開発普及アクションプラン」を策定し、3省が連携して低公害車の開発・普及を促進。</p> <p>具体的には以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車グリーン税制等による低公害車・低燃費車の普及促進 ・地方公共団体及び民間事業者等に対する低公害車の導入及び天然ガス等の燃料供給設備の設置に要する費用の一部補助や低利融資の実施 ・DME自動車等の次世代大型低公害車の技術開発や、燃料電池自動車の早期実用化に向けた技術開発、実証実験等を推進 ・平成17年3月、燃料電池自動車の安全・環境に係る基準を策定 ・低公害車フェア等普及啓発活動の実施 <p>（経済産業省）</p> <p>天然ガス自動車・電気自動車等クリーンエネルギー自動車の普及を促進するため、平成18年度予算で88億円を計上し、導入しようとする者に対して費用の一部を補助するとともに、燃料等供給設備を設置しようとする者に対し費用の一部を補助しているところ。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
	g 技術開発を引き続き推進する。その際、産学官が適切な役割分担を図りながら、有機的・体系的に技術開発に取り組む。				<p>（環境省）</p> <p>○ 基盤的な技術開発と製品化に直結した技術開発を民間企業、大学等からの提案公募方式により行う予算を16年度から措置しており、19年度も引き続き措置。また、国立環境研究所を主体とした民間企業等との共同体制で、風力発電による電気やバイオマスから、燃料電池の燃料となる水素を製造する技術開発を15年度より実施している。</p>	
	<p>h 地球温暖化の防止や生態系の保全など森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、適切な森林整備・保全を進める。</p> <p>【「京都議定書目標達成計画」を閣議決定（平成17年4月28日）】</p> <p>【「エネルギーの使用の合理化に関する法律一部改正」（平成17年法律第93号）18年4月施行予定】</p> <p>【「地球温暖化対策の推進に関する法律一部改正」（平成17年法律第61号）18年4月施行予定】</p> <p>【第164回国会に地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正案を提出】</p> <p>【第164回国会に独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正案を提出】</p> <p>【第164回国会に特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部改正案を提出】</p>				<p>（農林水産省）</p> <p>○ 森林吸収量の目標1300万炭素トンを確保するために、健全な森林の整備・保全、木材・木質バイオマス利用の推進など、総合的に取り組んでいる。具体的には、平成18年9月に閣議決定された新たな「森林・林業基本計画」に基づき、長伐期化や間伐の推進等多様で健全な森林への誘導など、効果的かつ効率的な取組を総合的に進めている。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
ガスパイプラインの建設促進 （国土交通省、経済産業省、農林水産省）	<p>ガス管敷設に係る規制の在り方等については、安全の確保等を大前提とし、欧米の状況等も念頭に置きつつ、以下の具体的事項について検討し、所要の措置を講ずる。</p> <p>a 埋設深度について、2 MPa以上の高圧で市街地の道路下に埋設する場合であっても、当該道路の舗装厚や他の埋設物との離隔距離等に係る一定の基準に照らし支障なき場合には、1.8mではなく1.2mで足りることとする。 【通知（平成16年10月1日付国道利第19号）】</p>	措置済			- （農林水産省） - 実際上の必要が生じていないので実施していない。	
	<p>b 公益特権を持つパイプライン事業者によるガスパイプライン海底敷設に係る公益特権の行使が想定され民間主体相互の交渉では漁業権等に係る調整ができない場合には、客観性・透明性が十分に確保されるように当該調整の在り方について検討を行う。</p>	実際上の必要が生じた場合に検討				
地球温暖化対策推進のための天然ガス火力発電所に係る環境アセスメントの見直し （環境省、経済産業省）	<p>a 天然ガス火力発電所建設の場合及び土地の改変を伴わずより環境負荷の少ない火力発電所を建設する場合に、環境影響評価の標準項目について省略することが可能となる条件及び標準手法が簡略化可能となる条件を提示する。</p>	措置済			- （環境省） 事業者が適切かつ効果的な環境アセスメントを行う上で参考となる技術手法の基本的な考え方と具体的内容をとりまとめ、技術ガイドとして出版している。平成18年1月には、窒素酸化物も含め、環境影響の調査・予測・評価手法等を「環境アセスメント技術ガイド 大気・水・土壌・環境負荷」としてとりまとめ、技術手法に関する知見の提供を進めている。 （経済産業省） 届出があった発電所に係る環境影響評価方法書、環境影響評価準備書、環境影響評価書に関する情報のうち、必要なものについて、逐次、原子力安全・保安院HPにより提供している。	
	<p>b 環境影響評価の事例の積み重ねの中で、窒素酸化物や気象に係るデータの蓄積を進め、事業者が利用しやすいような当該データの整備・提供を図るとともに、気象条件や地理的条件、発電所の煙突の高さ、ばい煙排出速度等を加味した事業者が利用しやすい技術手法に関する知見の集積や提供を進める。 【「環境アセスメント技術ガイド 大気・水・土壌・環境負荷」調査報告書（平成18年1月）】</p>	逐次実施				

ウ ヒートアイランド

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
ヒートアイランド現象に係る調査研究に必要なデータの整備等 （環境省、国土交通省）	a ヒートアイランド現象に係る調査研究のために必要なデータの整備状況を把握し、研究機関などによる研究を一層促進させるため、ホームページなどを活用して、当該データを一元的に整理し、公表する。	措置済	逐次更新		<p>（環境省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査研究等の報告書については、逐次環境省ホームページにて公表している。また、報告書に掲載しているデータを含めヒートアイランドに関連する情報について、ホームページにて整理・公表している。 http://www.env.go.jp/air/life/heat_island/index.html 	
	b ヒートアイランド現象へのメカニズムを解明し、その対策を総合的に評価する手法の改良を一層促進する。その際には、大規模な埋立てによる海面等からの冷気の減少が隣接する大都市のヒートアイランド現象に与える影響についても調査研究する。 【17年度末 報告書公表予定（国交省）】	逐次実施			<p>（国土交通省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年度に公表した報告書の対象地域を拡充し、近畿及び関東地方の夏季を対象に、都市気候モデルを用いて、ヒートアイランド発生時の詳細な気温分布や鉛直構造等を解析するとともに、都市の存在が気温上昇に及ぼす効果の評価を行った。その結果を過去数十年間～100年間の平均気温、熱帯夜日数などの経年変化とともに報告書にまとめ、平成19年3月27日に公表した。 http://www.data.kishou.go.jp/climate/cpdinfo/himr/index.html 今後のヒートアイランド対策が効果的に実施できるように、その科学的裏付けとなる現象解明と総合的なヒートアイランド対策評価のためのシミュレーション技術を開発した。 http://www.nilim.go.jp/lab/jeg/heat.htm <p>（環境省）</p> <p>ヒートアイランドのメカニズム解明に向けて3大都市圏において気温等の観測を行っている。また、ヒートアイランド現象による環境への影響やその評価方法等について調査を行っている。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
都市形態及び地表面被覆の改善から見たヒートアイランド対策の推進 (国土交通省)	<p>a 都市公園、公共空間の緑、民有の樹林地など、ヒートアイランド現象の緩和に資する都市の緑を総合的に確保する観点から、緑地の保全・緑化と都市公園の整備を総合的・一体的に推進する仕組みを整備する。</p> <p>このうち、都市に残された貴重な緑を保全する制度については、これまで大きな役割を果たしてきた厳しい行為規制を課する緑地保全地区制度のほか、届出制により緑を保全する地域制度を創設するなどの拡充を図り、積極的かつ機動的な緑の確保を図る。また、首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)等に基づく近郊緑地保全区域の新たな指定の促進を図るとともに、近郊緑地の保全管理策の充実・強化を図ることにより、都市における緑地の積極的な確保を推進する。</p> <p>さらに、民有地が過半を占める市街地の緑を増加させ、人工化された地表面被覆の改善を図るため、建築物の敷地や屋上に緑化を求める措置を導入する。</p> <p>また、都市公園の整備を進め、緑を確保するため、借地方式で整備する都市公園の活用を進めるとともに、貴重な都市空間を階層的に有効活用する観点から駐車場や店舗などと公園を立体的に整備するための制度を創設する。</p> <p>【都市緑地保全法等の一部を改正する法律】 (平成16年法律第109号) 【平成17年9月22日国土交通省告示第1016号】</p>	措置済				
	<p>b 自然環境の保全・再生・創出を総合的に考慮した水と緑のネットワークを形成するための施策等をまとめた「都市環境インフラのグランドデザイン」について、平成15年度に首都圏について取りまとめられるところであるが、近畿圏においても、自然環境の総点検を行うとともにグランドデザインの策定に取り組む。</p>	一部措置済				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
人工排熱の削減 （経済産業省、国土交通省、環境省）	空調システム、電気機器、自動車など人間活動から排出される人工排熱を削減するため、当該エネルギー消費機器等の高効率化、建物の断熱・緑化、未利用エネルギー・自然エネルギーの利用といった対策の導入を促進する。	逐次実施			<p>（経済産業省）</p> <p>○ トップランナー方式による機器の省エネ性能の向上、省エネ分野の技術革新、省エネ住宅の普及促進、未活用エネルギー等新エネルギーの利用促進などにより、人工排熱の低減を図った。</p> <p>（国土交通省）</p> <p>一定規模以上の住宅・建築物の大規模修繕時等における省エネルギー措置の届出の義務付け等を内容とする改正省エネ法の的確な施行を図るとともに、引き続き融資や補助による誘導等を実施することにより、建物の断熱・緑化等を推進している。</p> <p>（環境省）</p> <p>ヒートアイランド対策大綱に記載された関連施策の進捗状況の点検を実施し、各種対策の導入を促進している。</p>	
人工化された地表面被覆の改善 （国土交通省、環境省）	建物やアスファルト舗装などによって地表面が覆われることによる蒸発散作用の減少や地表面の高温化を防ぐため、公園・緑地の整備、街路空間の緑化等による緑の確保、屋上・壁面緑化、水面の設置などの対策の導入を促進する。	逐次実施			<p>（国土交通省）</p> <p>○ ヒートアイランド対策大綱に基づき、各種施策の推進を図っている。</p> <p>（環境省）</p> <p>ヒートアイランド対策大綱に記載された関連施策の進捗状況の点検を実施し、各種対策の導入を促進している。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
ヒートアイランド対策に係る大綱の進捗状況の検証等 （環境省、国土交通省、関係府省）	ヒートアイランド対策関係府省連絡会議は、平成15年度策定のヒートアイランド対策に係る大綱に盛り込まれた対策の進捗状況について検証する。さらに、ヒートアイランド現象のメカニズムの解明、技術開発や対策手法の高度化の状況等を踏まえて、必要に応じ、大綱の見直しを柔軟に実施する。 【ヒートアイランド対策関係府省連絡会議にて、第1回対策進捗状況の点検結果の取りまとめ（平成17年7月）】	逐次実施			○（環境省、国土交通省、関係府省） 平成18年7月に開催したヒートアイランド対策関係府省連絡会議において、ヒートアイランド対策大綱に盛り込まれた対策の進捗状況についての点検結果をとりまとめた。 【「ヒートアイランド対策大綱 第2回 対策の進捗状況の点検」（平成18年7月 ヒートアイランド対策関係府省連絡会議）】	
地方公共団体におけるヒートアイランド対策の推進 （環境省、国土交通省、関係府省）	国、関係地方公共団体などによる協議会を設置するなど、関係者間の十分な連携を図るとともに、大綱に基づき、ヒートアイランド現象が顕著な地方公共団体においてもヒートアイランド対策に係る計画の策定を促進する。	逐次実施			○（環境省、国土交通省、関係府省） 地方公共団体と連携を密にし、ヒートアイランド対策に関する情報の共有を図るとともに、ヒートアイランド対策の推進について支援している。 （国土交通省） ヒートアイランド対策に取り組む大阪市及び北九州市を平成18年度国土交通省環境行動計画モデル事業の実施地域として選定し、今後その支援を行う。 （環境省） 東京都等において都市内の緑による熱環境改善効果の調査検討等を実施するなど、ヒートアイランド対策の推進について支援している。	

エ その他

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
騒音規制法ならびに振動規制法の特定施設の見直し（環境省）	平成17年度に、スクリー式圧縮機を含む現時点での規制対象となっている全ての圧縮機に関する実態把握調査を全国規模で実施し、検討し得るデータを蓄積し、平成18年度に検討会を設置して検討を行う。			検討	（環境省） 平成17年度に環境省と地方公共団体においてスクリー式圧縮機に係る騒音・振動データの収集を行った。 平成18年度は、引き続き地方公共団体においてデータの収集を行うとともに、検討会を設置し、測定調査結果、業界ヒアリングを元に、スクリー式圧縮機に係る検討を行った。（騒音評価手法及び規制手法等検討会・工場事業場騒音WG）	
工業団地内における騒音規制の解釈の明確化（環境省）	騒音規制法（昭和43年法律第98号）に基づく地域指定や測定等の趣旨について必ずしも十分な意識の統一がなされていないおそれがあるので、技術的な助言として、その趣旨を広く地方公共団体に対し明らかにする。	措置済				
鳥獣捕獲許可手続きの一部簡素化（環境省）	鳥獣捕獲の許可事由の内、許可期間を長期間としても鳥獣の保護管理上問題がないものについては、生息状況に変化があった時は許可を取り消すこと等を条件に、許可期間を長期間とすることについて検討し、措置する。 【平成17年度中通知発出予定】		措置（平成17年度中通知発出予定）		（17年度措置済）	
ディーゼル排出微粒子の環境基準の設定（環境省）	粒径2.5µm以下の微小粒子状物質（いわゆるPM2.5）の健康影響については、平成11年度から「微小粒子状物質等の曝露影響調査研究」を実施し、健康影響に係る知見の収集・充実を図るとともに、平成13年度から平成18年度を目途に全国的な長期疫学調査を実施している。環境基準の設定については、当該結果及び諸外国の知見や規制に関する動向等をも踏まえつつ、その必要性も含めて検討を行う。			平成18年度までの調査研究等を踏まえ検討	（環境省） ○ 「微小粒子状物質等の曝露影響調査研究」を継続実施した。平成19年度において、これまでの調査研究の取りまとめを行い、その結果も踏まえつつ、必要な調査検討を行う。	

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
外来生物法に基づくヌートリアの防除における狩猟免許の不要な場合の明確化 (環境省)	外来生物法に基づくヌートリアの防除は、使用する猟具に係る狩猟免許を有する者が実施することが原則であるが、その例外として、狩猟免許を所持しない者が外来生物法に基づくヌートリアの防除を実施できる場合について、使用猟具、使用場所、実施すべき措置等が明確になるよう通知を发出する。 【平成17年度中通知发出予定】		措置(平成17年度中通知发出予定)		(17年度措置済)	